

委員会提出議案第2号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年5月9日提出

議会運営委員会委員長 佐名 かよ子

(理由)

この案を提出するのは、委員の選任等を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和31年大口村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「8人」を「7人」に、

「建設部の所管に属する事項」 「農業委員会の所管に属する事項」
農業委員会の所管に属する事項」 を 「建設部の所管に属する事項」 に改め、

同条第2号中「8人」を「7人」に改める。

第6条第1項ただし書中「委員となる」を「委員とならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第3条 略	第3条 略
(1) 総務建設常任委員会 委員定数 <u>7人</u> 議会事務局の所管に属する事項 総務部の所管に属する事項 選挙管理委員会の所管に属する事項 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 地域協働部の所管に属する事項 まちづくり部の所管に属する事項 <u>農業委員会の所管に属する事項</u> <u>建設部の所管に属する事項</u> 監査委員の所管に属する事項 会計管理者の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項	(1) 総務建設常任委員会 委員定数 <u>8人</u> 議会事務局の所管に属する事項 総務部の所管に属する事項 選挙管理委員会の所管に属する事項 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 地域協働部の所管に属する事項 まちづくり部の所管に属する事項 <u>建設部の所管に属する事項</u> <u>農業委員会の所管に属する事項</u> 監査委員の所管に属する事項 会計管理者の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項
(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 <u>7人</u> 健康福祉部の所管に属する事項 生涯教育部の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項	(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 <u>8人</u> 健康福祉部の所管に属する事項 生涯教育部の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項
(3) 略 (委員の選任)	(3) 略 (委員の選任)
第6条 議員は、総務建設常任委員会又は文教福祉常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は総務建設常任委員会及び文教福祉常任委員会の <u>委員とならない</u> ものとする。	第6条 議員は、総務建設常任委員会又は文教福祉常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は総務建設常任委員会及び文教福祉常任委員会の <u>委員となる</u> ものとする。
2～8 略	2～8 略